

# 上越市雪室商品等開発支援事業補助金

## 事業概要

雪室の特性を活かした特産品や利用技術の開発を進める事業者に対し、それら開発または商品化に要する経費の一部を補助します。

## 募集期間

平成30年4月2日（月）から予算額に達するまで

## 補助対象者

① から③に該当する会社及び個人の方が対象となります。

① 雪室推進プロジェクトの会員

② 市内に住所を有し、雪室の特性を活かした特産品や利用技術の開発に意欲、熱意のある法人、団体または個人。

③ 応募時点で納期が到来している市税を全て納付していること。

※複数事業者による取組も可とし、他市の事業者等と連携する場合は、開発した商品等の各種権利は市内事業者に帰属することが条件となります。

## 補助対象事業等

**必ず、事業実施前に申請をお願いします。**

補助対象事業	補助対象経費	補助限度額等
雪室の特性を活かした特産品や利用技術の開発、または商品化する事業	① 研修・技術指導費 雪室商品等の開発に必要な専門家の指導・助言に要する経費	・ 補助対象経費の 1/2以内 ・ 限度額50万円
	② 原材料費 雪室商品等の開発に必要な主要原料、材料の購入費	
	③ 雪室利用者負担金 雪室商品等の開発に必要な試験貯蔵するための雪室の利用負担金	
	④ 印刷製本費 雪室商品等のパッケージ、ラベル、パンフレット、チラシ等の印刷費	
	⑤ 委託費 商品化に向けたデザイン費、試験分析費（成分、品質検査）に要する経費	
	⑥ 設備費 研究開発用の設備の購入等に要する経費	
	⑦ マーケティング活動費 商品化に向けた試作品等の市場調査、販売促進のための広告宣伝活動に要する経費（旅費、会場借上料、広告宣伝費等）	
	⑧ その他 その他雪室商品等の開発に要する経費で市長が認めるもの	

（注意）補助金の利用は、1企業1年度あたり1回、通算3回までとなります。

## 申請様式等

予算額に限りがありますので、補助金申請前に下記まで事前相談をお願いします。申請書、実績報告書については、市ホームページにてダウンロードできます。

◇◆提出先・問合せ先◆◇

上越市産業観光部産業振興課 上越ものづくり振興センター

〒943-0821 上越市土橋 1914-3 上越市市民プラザ 2階

TEL 025-522-2666 FAX 025-522-2678